

# 障がいのある人と人権

## 障害者差別解消法と「建設的対話」



石渡和実

連載 第5回



障害関連の多くの会議に参加してきたが、特に忘れられない検討の場がある。2014（平成26）年11月から翌年9月まで、9回開催された横浜市障害者差別解消検討部会<sup>\*1</sup>である。委員が全部で19名、そのうち知的、精神、視覚、聴覚、肢体などの障害者自身が11名、家族が2名、「当事者」が3分の2以上という構成である。2016（平成28）年4月からの「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行に向けて、横浜市としての取組を当事者の視点で議論した場である。

雄弁な弁護士なども参加していたが、毎回、当事者の発言に圧倒され、障害のない委員は聴き入るばかりであった。自らを主張しにくいと言われる知的障害や精神障害がある方には、会議の前後に横浜市職員の丁寧な説明や支援があり、差別体験の痛みをご本人ならではのメッセージにしてくれたのである。それまで、差別解消とは「紛争解決のための闘い」と認識していたが、「一人ひとりがかげがえのない存在」ということを実感した、貴重な体験の場となった。

障害者差別解消法では、差別を「不当な差別的扱い」と「合理的配慮の不提供」の2種類に分け、役所などの行政機関にはどちらも禁止という「法律上の義務」、民間企業などには不当な差別は禁止だが合理的な配慮の提供は「努力義務」としていた。しかし、2021（令和3）年5月に改正され、来年の4月からは民間企業なども合理的配慮が「義務化」される。「不当な差別的扱い」とは、入口に段差もないのに車いすというだけで入店を拒否するといった対応である。段差がある場合、スロープを設置するとか、複数の人で車いすを持ち上げるなど、入店できるような手だて

を考え、実行するのが「合理的配慮の提供」である。

障害者差別解消法では、障害のある人に困難な事態が生じたとき、どのようにして打開するかについて障害者と事業者とが知恵を出し合うプロセスを「建設的対話」と位置付けている。また、合理的配慮の提供を、行政や事業者にとって「過重な負担」とならない範囲としている。すなわち、費用がかかりすぎて事業が立ち行かないということにならず、しかし差別とならないように、いわば「折り合いをつける」プロセスである。法律の施行後、この「建設的対話」を重ねることによって障害者への理解が進み、障害者の社会参加が進みつつあると感じている。法改正で、この流れをさらに前へ進めたい。

先の横浜市の検討会報告書で、発達障害のある委員はこう述べている。「健常者同士の助け合いと何ら変わらない…“お互いの歩み寄り”がより良い共生につながる」。その「歩み寄り」のために「建設的対話」が重要であり、誰もが暮らしやすい社会を築いていくために、障害がある人からの発信は大きな意味を持っている。

\* 1)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/shingikai/kento/kaisyuu.html>



いしわた かずみ 東洋英和女学院大学名誉教授。埼玉県や横浜市のリハビリテーションセンターに勤務の後、東洋英和女学院大学等で「障害者福祉論」「人権論」を担当。日本障害者協議会（JD）理事、東京都社会福祉協議会理事、世田谷区障害者施策推進協議会会長などを歴任。2016（平成28）年には、津久井やまゆり園事件の神奈川県検証委員長も務めた。障害がある人の想いを尊重した地域生活支援、ネットワークの構築などについて活動を続けている。